

# 大分県報

平成三十一年  
号外（一八）  
三月二十一日

（木曜日）

## 目次

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一

### 大分県知事選挙選挙長告示

大分県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………二  
大分県知事選挙における選挙立会人として届出があつた者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………二

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による平成三十一年三月二十日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十一日

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、四六九人  
二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………二二一、六七八人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一三二、一九〇人

大分市	一三二、一九〇人
別府市	三三、六二七人
中津市	二三、〇五五人
日田市	一八、四一七人
佐伯市	二〇、六六七人
臼杵市	一一、一三六人
津久見市	五、二二二人
竹田市	六、四一二人
豊後高田市	六、四四三人
杵築市	八、四〇九人
宇佐市	一五、八九四人
豊後大野市	一〇、四五四人
由布市	九、六九〇人
国東市・姫島村	八、八四六人
日出町	七、八九二人
九重町・玖珠町	七、一二四人

大分県選挙管理委員会告示第三十一号

平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十一日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

三一、〇一四、〇〇〇円

○大分県知事選挙選挙長告示

大分県知事選挙選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙における選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十一日

大分県知事選挙選挙長

一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 平成三十一年四月四日十七時二十分